

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯がない比較的狭い道路のことです。



ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう！

民家・商店が多い

通学路である

天候等で視界が悪い

カーブが多い

警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



問い合わせ先

全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです

<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



令和8年9月1日
(2026年)
改正道路交通法施行令施行

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！

60 km/h

30 km/h

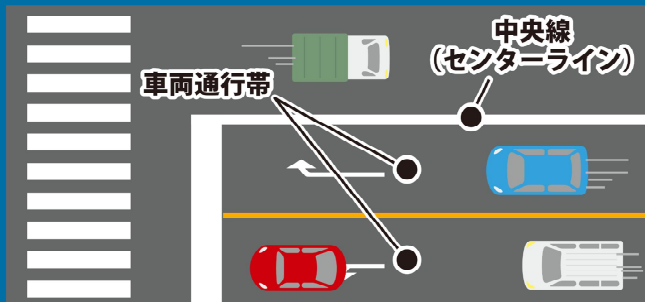


警察庁・都道府県警察

▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

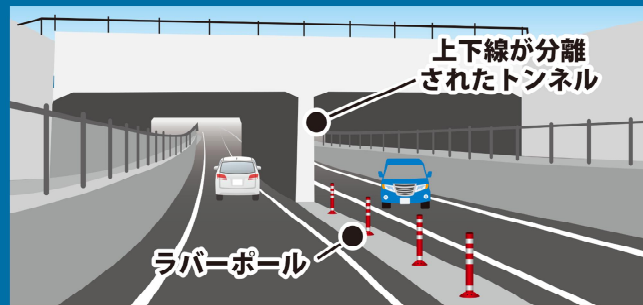
1

道路標識又は
道路標示による
**中央線又は
車両通行帯**が
設けられている
一般道路



2

道路の**構造上**又は
柵その他の工作物
により自動車の通
行が**往復の方向別**
に分離されている
一般道路



3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する
加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や
一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

4

自動車専用道路



従前どおり、道路標識等による
指定がある場合は、その速度に
従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が
指定されている道路では、その速度が最
高速度となります。

例えば、道路標識により最高速度が
40km/hと指定されている中央線がない道
路では、最高速度は30km/hではなく
40km/hとなります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識が
あった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識
が50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。

生活道路における法定速度引下げに関する理解度テストについて



★ 理解度テストについて

令和8年9月1日から施行される法定速度引下げに関する理解度を確認していただくための理解度テストを作成しました。

- ・ 会社の勉強会に
- ・ 町内会・地域の集まりに
- ・ 家族や友人との学びの時間に

スマホやパソコンから、誰でもすぐに解答できます。

ぜひ一度お試しください、周りの方にも共有してください。

解答を送信した後、点数と設問ごとの解説が表示されますので、改正内容の確認に役立ててください。

テストはアンケートを含め11問です。

何度でも解答できますので、満点を目指してください。

法定速度の引き下げについて、「全く知らなかった・・・」という方でも理解が深まる内容となっています。

なお、解答内容により個人が特定されることはありません。

通信料は利用者の負担となります。

理解度テストには、
下記のURLまたは二次元コードからアクセスできます。

<https://forms.gle/6PF1x8GPBf9mrZVL9>

